

# 災害発生時等における保育所等の対応について（お願い）

## （令和6年4月1日改正）

近年の災害の多発を受け、保育所・認定こども園における非常時の迅速かつ適切な対応が求められていることに加え、今般、国から災害発生時の臨時休園に対する考え方が提示されたことから、新型インフルエンザ等への対応も含めた基準を策定しました。

### 1 臨時休園等の基準策定に係る本市の基本的な考え方

保育所等については、保護者が働いており、家に1人でいることができない年齢の子供が利用することから、原則、開所とします。  
ただし、次の場合には、登園自粛や臨時休園とします。

#### （1）台風・豪雨などの自然災害発生時の対応

- 【洪水】にかかる警戒レベル3（避難準備・高齢者等避難開始）以上が発令された場合、避難情報発令の校下地区施設は、原則、臨時休園とします。  
※午前10時までに避難情報が解除され、安全が確認できれば午後の保育を実施します。  
※【土砂災害】にかかる避難情報の場合、当該校下地区の土砂災害警戒区域内の施設のみ、臨時休園等の対応とします。  
※【津波】にかかる避難情報の場合、当該校下地区の津波浸水想定区域内の施設のみ、臨時休園等の対応とします。

#### （2）地震発生時の対応

- 震度5弱以上の地震が発生し、施設の安全確保、職員体制の確保などが著しく困難な場合は、施設長の判断により、登園自粛や臨時休園とします。

#### （3）新型インフルエンザ等対策特別措置法上の感染症蔓延時の対応

- 園児や職員が罹患（PCR検査で陽性）した場合は、臨時休園（1～3日）とします。  
保護者等が罹患（PCR検査で陽性）した場合は、当該園児を登園停止とします。
- 市中で感染が拡大し、県が緊急事態措置（自粛要請）を発出した場合は、登園自粛とします。  
さらに、県が保育施設の使用制限措置を発出した場合は、臨時休園とします。

## **2 保護者の方へのお願い**

- 災害等発生時に園から連絡ができない場合も考えられますので、災害情報メール通知サービス「金沢ぼうさいドットコム」を事前にご登録をお願いいたします。
- 風水害・地震等により危険を感じた場合や、避難情報が発令されたときは、早めの判断と対応がお子様の安心・安全につながりますので、園からの連絡を待たずに、速やかなお迎えをお願いいたします。

## **3 保育所等に在籍する児童の保護者の勤務先事業主の方へのお願い**

災害発生時等に登園自粛や臨時休園になった場合は、保護者の勤務について、必要に応じて在宅勤務や自宅待機、特別休暇の付与など家庭保育が可能となるよう特段のご配慮をお願いいたします。